

カンボジアの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

カンボジア王国（以下「カンボジア」という）は、人口約 1660 万人の立憲君主制国家である。インドシナ半島南西部に位置し、南東部はベトナム、北東部はラオス、北西部はタイと接しており、南西部はタイランド湾に面している。カンボジアの国土の面積は、約 18 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の半分くらいである。首都はプノンペン、公用語はカンボジア語（クメール語）、法定通貨はリエルである²。なお、国名のカンボジア語での発音は、「カンプチア」である。

802 年に成立したクメール（アンコール）王朝³が成立し、大帝国となったが、1431 年のタイ＝アユタヤ朝の侵攻で首都アンコールが陥落した。1863 年からフランスの保護国となり、1887 年にフランス領インドシナに編入された。1945 年 3 月に日本が占領し、名目上の独立国となった。その後、シハヌーク国王が全権を掌握し、1953 年に完全独立を果たしたものの、1970 年にロン・ノル将軍が、米国の支援を受けてクーデターを起こし、シハヌーク国王を国外に追放し、クメール共和国を建国した。しかし、1975 年に、ポル・ポトが率いるカンプチア共産党（「クメール・ルージュ」と呼ばれる）が、政権を掌握した。中国の毛沢東思想の影響を受けたポル・ポト政権の下では、私有財産制度の廃止、都市から農村への強制移住、農業の集団化等の施策が推し進められるとともに、約 200 万人もの国民が拷問等により大量虐殺された。1979 年、ベトナム軍の支援を受けて救国民族統一戦線が、プノンペンを攻略し、ヘン・サムリン政権を樹立した。しかし、その後も、ポル・ポト派を含む「民主カンプチア連合政府」⁴との間で、激しい内戦が続いた。1991 年のパリ和平協定に

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるカンボジアの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2023 年版』（二宮書店、2023 年）187～188 頁、②外務省ウェブページ「カンボジア 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html>）等を参照した。

³ アンコール王朝の時代に建てられた巨大寺院「アンコール・ワット」は、カンボジアの国旗に描かれるとともに、世界遺産となっている。

⁴ ポル・ポト派を含む「民主カンプチア連合政府」は、1979 年から 1989 年まで 11 年連続で、国連総会での代表権を有していた。当時、米国・日本等を含む西側諸国のほとんど及び中国が、民主カンプチアを支持していた。チョムスキー等の西側諸国の多くの文化人も民主カンプチアを支持する発言を行っていた。皮肉にも、民主カンプチアを最も強く批

より内戦は終結し、1992年から国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）⁵による統治が開始された。1993年には国連の監視下で制憲議会選挙が実施され⁶、シハヌークを国王とするカンボジア王国が成立し、王政が復活した。2006年には、カンボジア特別法廷の運営が開始され、クメール・ルージュによる虐殺等の重大な犯罪について、元幹部に終身刑の判決が言い渡される等、刑事責任の追及が行われている。

ポル・ポト派の消滅後、カンボジアの政治状況が安定したため、最近では急速な経済発展を遂げつつある。1999年にはASEANに、2004年にはWTOに加盟を果たした。GDP成長率は、2018年は7.5%、2019年は7.0%と、比較的高い経済成長を果たしていたが、最近では新型コロナウイルスの影響で経済成長率は大幅に鈍化している。カンボジアでは、ポル・ポト政権の下で、大量の知識人が虐殺され、長期間にわたり学校教育が実施されておらず、学校や教師が不足している等、困難な問題が数多く存在している。

カンボジアの法制度⁷は、日本等と同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。カンボジアの現行法体系は、①憲法、②国際条約・協定、③法律、④勅許、⑤政令、⑥省令、⑦決定、⑧告示、⑨州令から構成される⁸。カンボジアの法制度は、旧宗主国フランスの法制度の影響を強く受けてきたが、近年、日本⁹を含む外国や国際機関等の法整備支援を受けたことから、さまざまな国の法制度の影響も受けている¹⁰。なお、カンボジア法については、法整備支援の関係もあって、日本語の文献・論文等は比較的

判し対立したのは、同じ共産主義国家のソ連とベトナムであった。

⁵ UNTACの事務総長特別代表は、明石康氏であった。

⁶ 1993年4月8日、国連ボランティアの中田厚仁氏が、UNTACの選挙監視員として活動中に、何者かの襲撃に遭い殺害された。さらに、1993年5月4日、国連平和維持活動（PKO）に文民警察官として参加していた高田晴行氏（当時警部補）が、武装集団の襲撃を受け殺害された。

⁷ カンボジアの法制度全般については、遠藤誠著「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第15回 カンボジア」（『国際商事法務 Vol.49 No.7』（国際商事法研究所、2021年）所収）926～933頁を参照されたい。

⁸ https://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/Cambodia_Investment_Guide_2013-1.pdf

⁹ 日本からカンボジアへの法整備支援の実際については、①柴田紀子著「カンボジアの法の夜明け ―キムセンへの手紙」（『法律のひろば 62-4～62-8, 63-1, 63-2, 63-6, 63-8, 63-11, 63-12, 64-1, 67-1, 67-4, 67-8』（ぎょうせい、2010年～2014年）所収）、②内山淳著「プノンペンの日 カンボジア法整備支援の日常（1）～（5）」（『ICD NEWS 第73号～第77号』（法務総合研究所国際協力部、2017年～2018年）所収）を参照されたい。

¹⁰ カンボジアでは、クメール・ルージュ時代に、法律家が大量虐殺されたため、法制度整備の支援のほか、法律家の育成も大きな課題となっていた。カンボジアの法制度整備支援及び法律家の育成には、日本が大きな役割を果たしてきた。もっとも、カンボジアに対し法整備支援を行ったのは、日本だけではない。例えば、旧宗主国フランスのほか、米国、フィンランド、オーストラリア、世界銀行、アジア開発銀行等の国や国際機関も、カンボジアの法整備支援を行った。その結果、世界のさまざまな国・地域の異なる法制度や法概念がカンボジアに導入され、複雑な状況を呈するに至っている（松本恒雄著「カンボジア民法典の制定とその特色」（『ジュリスト No.1406』（有斐閣、2010年）所収）85～86頁）。

多い。例えば、国際協力機構（JICA）のウェブサイト¹¹には、数多くのカンボジア法令の日本語訳等が掲載されている。

II 知的財産法全般

カンボジアの知的財産法制度¹²としては、「特許・実用新案・意匠に関する法律」（Law on Patents, Utility Models, and Industrial Designs）、「商標・商号・不正競争行為に関する法律」（Law concerning Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition）、「著作権及び関連する権利に関する法律」（Law on Copyright and Related Rights）等がある¹³。知的財産法分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっている。なお、「非公開情報及び営業秘密に関する法律」（Law on the Protection of Undisclosed Information and Trade Secret）が、制定に向けて検討中である。

カンボジアの知的財産法制度の主要な行政機関としては、①商務省知的財産局（Intellectual Property Department of the Ministry of Commerce, IPD/MOC）¹⁴、②産業科学技術革新省知的財産局（Department of Industrial Property of the Ministry of Industry, Science, Technology and Innovation, DIP/MISTI）¹⁵、③文化芸術省著作権局（Copyright Department of the Ministry of Cultures and Fine Arts, LCO/MCFA）、④国家知的財産権委員会（National Committee for Intellectual Property Rights, NCIPR）¹⁶等がある。上記のうち、「商務省知的財産局」は、商標の出願、審査、登録等を行う。「産業・鉱業・エネルギー省知的財産局」は、特許、実用新案、意匠等の出願、審査、登録等を行う。「文化芸術省著作権局」は、著作権の登録等を行う。「国家知的財産権委員会」は、知的財産に関する国家政策の策定、知的財産権に関する法規制の整備、普及、施行、関係省庁間の円滑な協力の調整等を行う。

カンボジアは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO 協定、TRIPs 協定、WIPO 設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（PCT）、

¹¹ <https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/cambodia/index.html>

¹² 本稿の執筆にあたっては、①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「カンボジア」の「制度ガイド」、②特許庁ウェブサイトにおけるカンボジアの法令の和訳等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

<https://www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

¹³ これらの法令の英訳は、下記リンク先に掲載されている。

<https://www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

¹⁴ <http://www.cambodiaip.gov.kh/default.aspx?lang=en>

¹⁵ <https://www.misti.gov.kh/>

¹⁶

<http://cambodiaip.gov.kh/TemplateTwo.aspx?parentId=2&menuId=2&childMasterMenuId=2&lang=en>

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、万国著作権条約等である。カンボジアは、従来、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約には加盟していなかった。しかし、2021年12月9日に、ベルヌ条約への加盟を果たした（2022年3月9日発効）¹⁷。

Ⅲ 特許

1 概要

「特許・実用新案・意匠に関する法律」（2003年1月22日施行、2017年11月22日改正）によると、特許権の対象たる「発明」とは、発明者の着想であって、技術分野における特定の課題の解決を実際に可能にするものをいう。発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならないほか、新規性、進歩性、産業上利用可能性等の特許要件を満たしている必要がある。

不特許事由としては、①発見、科学的理論及び数学的方法、②事業活動をし、純粋に知的な行為をなし、若しくは遊戯をするための計画・規則又は方法、③人体又は動物体の外科若しくは治療による処置方法、及び人体又は動物体に施される診断方法、④医薬品（カタールのドーハにおける2001年11月14日の世界貿易機関閣僚級会議の知的所有権及び公衆衛生の貿易関連側面に関する協定に関する宣言に従い、2033年1月1日までは特許保護から除外される）、⑤微生物以外の植物及び動物、並びに植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法、⑥植物品種がある。また、カンボジアにおいて業として発明を実施すれば、公の秩序又は道徳に反することになり、又は人間・動植物の生命・健康を保護せず若しくは環境に深刻な被害を生じることになる場合、又はその実施が法律により禁止されている場合、特許性は認められない。

新規性とは、発明が先行技術により予測されないことである。「先行技術」は、発明をクレームする出願日又は優先日前に有形の方式での公表若しくは口頭での開示により、使用により、又はその他何らかの方法により、世界のいずれかの場所において公衆に対して開示された全ての事項から構成される（絶対的新規性）。

新規性喪失の例外としては、①出願日又は優先日前の12か月以内における発明の開示、②出願人若しくはその前権原者によりなされた行為を理由とするか若しくはその結果であったとき、又は出願人若しくはその前権原者に関して第三者によりなされた権利の濫用を理由とするか若しくはその結果であったときがある。

進歩性とは、発明が、先行技術を考慮しても、当該技術の熟練者にとって自明でないことである。

産業上利用可能性とは、いずれかの種類の産業において発明を実施若しくは使用することが可能であることである。

¹⁷ https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_tang/news/2021/news_0069.html

特許を受ける権利は、原則として、発明者に帰属する。発明が雇用契約の履行中に行われた場合、特許を受ける権利は、別段の契約条項がない限り、使用者に属する。2名以上の者が共同して発明を行ったときは、特許を受ける権利はそれらの者の共有とされる。

2 出願

カンボジアでは、先願主義が採用されている。

カンボジア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、カンボジア国内の代理人を選任しなければならない。

カンボジア工業手工芸省と日本特許庁の間では、2016年7月1日より「特許の円滑化に関する協力」(Cooperation for facilitating Patent Grant, CPG)が開始されている。これにより、日本の特許権者は、日本での特許権を基礎として、日本特許庁から受けた特許査定通知をカンボジアに提出することにより、実質的に無審査で、カンボジアで特許権を取得することができる。CPG制度を利用するための要件は、①CPGを申請するカンボジア特許出願と、出願日又は優先日のうち先の日が同一である日本特許出願が存在すること、②日本特許出願につき既に特許査定されていること、③カンボジア特許出願と日本特許出願のクレームが同一であるか又は同一となるように補正されていることである。

また、カンボジア工業手工芸省は、欧州特許庁、中国知的財産権局、シンガポール知的財産局、韓国特許庁との間でも、これら外国の特許権を前提としてカンボジアで特許保護を受けることができるという制度の協定を締結している(但し、各制度の内容は同一ではない)。

3 審査

方式要件を満たしている出願について、新規性、有用性、進歩性及び産業上利用可能性等についての実体審査が行われる。

特許要件を満たさないとして拒絶理由通知が発行された場合、出願人は、5か月以内に、拒絶理由通知に記載された全ての拒絶理由につき、意見書を提出する等して応答しなければならない。出願人が拒絶理由通知に対し応答せずにいると、当該出願は拒絶されることになる。

4 特許付与

出願に拒絶理由が発見されなかった場合、特許査定が行われる。特許された出願については、特許査定通知の発行日から3か月以内に特許付与料金を納付する必要がある。

特許の存続期間は、出願日又は優先日から20年である。特許の存続期間の延長申請の制度は無い。

IV 実用新案

カンボジアは、実用新案制度を有している。

カンボジアにおける「実用新案」とは、新規であり、かつ、産業上利用可能な何らかの考案であって、製品若しくは方法であるか、又は製品若しくは方法に関係することができるものをいう。日本における実用新案とは異なり、カンボジアでは、「方法」も実用新案として保護され得る。

上記の定義から明らかであるとおり、「新規性」及び「産業上の利用可能性」は明確に要件となっているが、特許とは異なり、「進歩性」は要件とはされていない。

実用新案の「新規性」の要件は、特許の場合と同様に、絶対的新規性が採用されている。

新規性、産業上の利用可能性等についての実体審査は行われない。

実用新案権の存続期間は、特許権よりも短く、出願日から7年である。

以上に述べたことのほかは、原則として、特許の場合と同様である。

V 意匠

1 概要

カンボジアの意匠制度も、「特許・実用新案・意匠に関する法律」等により形作られている。

「特許・実用新案・意匠に関する法律」によると、意匠とは、線若しくは色彩の何らかの組合せ、又は何らかの立体形態、又は何らかの素材であり、当該組合せ・形態・素材が工業製品若しくは手工芸品に特別の外観を与えるものであり、工業製品若しくは手工芸品について模様として使用でき、また、視覚に訴え、かつ視覚により判断されるものである。

組物意匠制度、秘密意匠制度は認められているが、部分意匠制度は認められていない。

意匠登録の要件として、「新規性」が必要である。新規性については、出願日又は優先日前に、有形の形態での公表又は使用その他の方法により、世界のいずれかの場所において公衆に対して開示されていないことをいう（絶対的新規性）。

新規性喪失の例外としては、①出願日又は優先日前の12か月以内における意匠の開示、②出願人若しくはその前権原者によりなされた行為を理由とするか若しくはその結果であったとき、又は出願人若しくはその前権原者に関して第三者によりなされた権利の濫用を理由とするか若しくはその結果であったときがある。

また、公の秩序又は道徳に反する意匠は、登録することができない。

意匠を受ける権利は、原則として、創作者に帰属する。意匠が雇用契約の履行中に行われた場合、意匠を受ける権利は、別段の契約条項がない限り、使用者に属する。2名以上の者が共同して意匠を創作したときは、意匠を受ける権利はそれらの者の共有とされる。

2 出願・審査

カンボジア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、カンボジア国内の代理人を選

任しなければならない。

カンボジアは意匠の国際登録に関するハーグ協定に加盟している。

意匠登録出願は、方式要件の有無についてのみ審査が行われ、方式要件を満たしていれば公告される。実体審査は行われない。

3 登録

出願に拒絶理由が発見されなかった場合、又は拒絶理由が解消された場合、当該意匠出願は登録される。登録されると、意匠登録が公告され、意匠権者には登録証が発行される。

意匠権の存続期間は、出願日又は優先日から5年であるが、申請により、さらに5年の延長が2回まで可能とされている（即ち、最長で合計15年となる）。更新手をせず意匠登録の存続期間を徒過してしまった場合であっても、存続期間満了後の6か月間の猶予期間が認められる。

何人も、意匠の無効を裁判所に提訴して請求することができる。

VI 商標

1 概要

「商標・商号・不正競争行為に関する法律」（2002年2月7日施行）によると、「商標」とは、可視的な標識であって、ある企業の商品又はそのサービスを識別することができるものをいう。香り・音・味は、商標としての保護を受けることはできない。

カンボジアでは、団体商標は認められているが、立体商標、証明商標、連合商標、連続商標は認められない。

2 出願

カンボジアでは、先願主義が採用されている。

カンボジア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、カンボジア国内の代理人を選任しなければならない。

カンボジアは、一出願多区分制を採用している。

商標出願時において、商標を実際に使用している必要は無い。

なお、カンボジアは、「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」（マドリッド・プロトコル）に加盟したため、2015年6月5日より、マドプロ出願によりカンボジアでの商標登録を受けることができることとなった。

3 審査

全ての商標出願について、方式審査及び実体審査が行われる。

実体審査にあつては、不登録事由の有無等が審査される。不登録事由には、「絶対的不登

録事由」と、「相対的不登録事由」がある。

絶対的不登録事由としては、①「商標」の定義に反すること、②識別力を欠いていること、③公序良俗に反すること、④商品若しくはサービスの原産地又は性質若しくは特徴に関して、公衆又は業界に誤認を与えるおそれがあること、⑤国家、政府間機関又は国際条約により創設された機関の紋章、旗その他の表象、名称若しくは略称若しくは名称の頭文字、又はそれらにより採用された公式の標識若しくは刻印と同一であるか又はその偽造であるか又はそれを一要素として含むこと（当該国家又は機関の管轄当局により認可されている場合を除く）等がある。

また、相対的不登録事由としては、①他の企業の同一であるか若しくは類似する商品又はサービスについてカンボジアにおいて周知である標章若しくはサービスと同一であるか又は混同を生じる程に類似しているか又はその翻訳を構成すること、②登録出願に係る商品若しくはサービスと同一でなく又は類似しない商品若しくはサービスについてカンボジア王国において周知かつ登録されている標章若しくは商号と同一であるか又は混同を生じる程に類似しているか又はその翻訳を構成すること（それらの商品又はサービスに関する標章の使用がそれらの商品又はサービスと周知標章の所有者との間の関連を暗示すると考えられ、周知標章所有者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る）、③同一の商品若しくはサービス又は密接に関係する商品若しくはサービスに関して異なる所有者に属し、かつ、既に登録簿に登録されているか又は先の出願日若しくは先の優先日を有する標章と同一である、又は欺瞞し若しくは混同を生じるおそれがある程に当該標章と酷似していること等がある。

審査官が審査を行った後、登録要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、通知日から3か月以内に応答、意見書・補正書の提出等を行わなければならない。その結果、拒絶理由を解消することができなかった場合、当該商標出願は拒絶される。

4 登録

審査官が、登録要件を満たしていると判断した場合、異議申立のために出願内容が公告される。出願公告日から90日の間に、何人からも異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

登録商標権の存続期間は、出願日から10年であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。更新手続をせずに商標登録の存続期間を徒過してしまった場合であっても、存続期間満了後の6か月間の猶予期間が認められる。

商標登録者は、商標登録日又は更新日の後の5年目から6年目の間に、登録商標の使用又は不使用の宣誓書（Affidavit of Use or Non-Use of Mark）を商務省知的財産局に提出しなければならない。

正当な理由なく登録商標が 5 年以上使用されていないときは、いかなる利害関係人も、当該登録商標を取り消すよう、商務省知的財産局に請求することができる。但し、①特殊な事情が当該登録商標の使用を妨げた場合、又は②当該商品又はサービスに係り当該登録商標を使用しない意思又は放棄する意思は存在しなかったことが証明された場合（例えば、上述の宣誓書が提出された場合）は、この限りでない。

利害関係人は、商標登録後 5 年以内に、商務省知的財産局に、商標登録の無効を請求することができる。無効事由としては、①当該登録商標が商標としての保護対象ではないこと、②当該登録商標が登録要件を満たさないことがある。商務省知的財産局の審決に不服がある当事者は、審決日から 3 か月以内に、商務省審判部又は裁判所に不服を申し立てることができる。

商標使用許諾契約には、商標権者による品質管理の規定を含めなければならない。商標使用許諾契約に品質管理の規定が含まれていない場合、又は効果的な品質管理が行われていない場合、商標使用許諾契約は無効とみなされる。商標使用許諾契約を商務省知的財産局に届出をしておかないと、第三者に対抗することができない。

VII 著作権

1 概要

カンボジアの著作権制度は、「著作権及び関連する権利に関する法律」等によって形作られている¹⁸。

カンボジアは、万国著作権条約、TRIPS 協定等には加盟していたが、ベルヌ条約には加盟していなかったため、外国の著作物のカンボジアにおける著作権保護は限定的であった。しかし、2021 年 12 月 9 日、遂に、ベルヌ条約への加盟を果たした（2022 年 3 月 9 日発効）¹⁹。カンボジアでベルヌ条約が発効したことにより、日本を含む加盟国の著作物の著作権は、カンボジアでも容易に保護を受けることとなった。

2 著作物

「著作権及び関連する権利に関する法律」によると、「著作物」とは、思想又は感情が創作的な形で表現された、文芸、学術、美術又は音楽の領域に属する製品をいう。具体的には、①書籍又はその他の文芸的、美術的、学術的及び教育的資料、②講演、演説、説教若しくは口頭の又は文書による請願及びその他の同じ性格を有する著作物、③演劇的著作物又は音楽的演劇、④舞踏の著作物（現代的であるか、伝統的な著作物又は民間伝承から翻案された

¹⁸ 本稿の「著作権」の部分の執筆に際しては、下記のウェブサイトに掲載された日本語訳を参照した。

<https://www.cric.or.jp/db/world/cambodia/index.html>

¹⁹ https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_tang/news/2021/news_0069.html

ものであるかは問わない)、⑤サーカスの実演及び無言劇、⑥歌詞を伴う又は伴わない楽曲、⑦視聴覚著作物、⑧絵画、版画、彫刻又はその他のコラージュ又は応用美術の著作物、⑨写真の著作物又は写真の技術に類似する技術の支援を得て作成された著作物、⑩建築の著作物、⑪地図、図面、素描又は地理学、地形学又はその他の科学に関する著作物、⑫コンピュータ・プログラム及びこれらのプログラムに関連する設計資料、⑬手工芸のコラージュ製品、手製の布製品又はその他の流行の服飾がある。他方、カンボジアの憲法・法律等、国家機関によって発行された文書等、裁判所の判決等、アイデア・形式・操作方法・概念・原則・発見及び単なるデータ等は、法律によって保護される著作物には含まれない。

また、著作物には、「共同著作物」（創作が複数の自然人の共同の努力の結果である著作物）、「二次的著作物」（翻訳、翻案又は改変によって、原著物に基づいて創作された著作物）、「集合著作物」（その指揮及び名前の下で編集、発行及び公表する自然人の発意に基づいて、複数の自然人によって創作された著作物）という種類もある。

3 著作権

広義の著作権には、「財産権としての著作権」と「著作者人格権」がある。

財産権としての著作権には、①著作物の外国語への翻訳、②著作物の翻案及び単純化又は改変、③視聴覚著作物又はレコードに収録されている著作物、コンピュータ・プログラム、データベース又は楽譜の形での音楽の著作物の原作品又はコピーの貸与又は貸出、④これまで著作権者によって許諾された販売又は所有権の移転の対象となっていない著作物の原作品又はコピーの販売、貸与による公の頒布、⑤著作物の複製コピーの国への輸入、⑥著作物の複製、⑦著作物の公の実演、⑧著作物の公の展示、⑨著作物の放送、⑩その他の方法による著作物の公衆への伝達がある。

著作者人格権には、①著作物の公表の方法、時期及びこの公表を規律する原則を決定する排他的権利、②氏名、資格及び著作物の尊重を要求する権利、③著作物の内容の形式の歪曲、切除及び改変であって、その名誉及び声望を害するおそれのあるものに反対する権利がある。

著作権は、原則として、その名前で著作物が創作及び公表された自然人たる著作者に帰属する。著作者が、労働契約及びその著作物を使用するための契約の下で、雇用者たる自然人または法人のために著作者によって創作した著作物の場合、それらの契約に反対の規定がない限り、その著作物の財産的権利は、雇用者に移転されたものとされる。

著作権の保護期間は、創作された時から、著作者の生存中及びその死後 50 年間が経過するまでである。複数の著作者が制作した共同著作物の場合、著作権の保護期間は、最後まで生存していた著作者の死後 50 年間が経過するまで存続する。

4 無方式主義及び著作物登録

カンボジアでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発

生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

カンボジアでは、任意の著作物登録の制度が存在する。即ち、著作者は、著作物を文化芸術省に寄託して登録することができる。この登録には、著作者の実名、著作物の最初の発行日、著作物の創作日の記録及び著作者の権利の記録が必要とされる。文化芸術省は、登録された著作物の登録証明書を発行する。任意で著作物を登録しておくこと、著作権の存在が推定されることとなり、著作権侵害紛争が生じた際に、自己が著作権者であること等の立証が容易となる。したがって、著作権を有する者としては、将来の著作権侵害紛争に備えて、文化芸術省への寄託による登録により、証拠を確保しておくことも検討に値する。

VIII 営業秘密

「営業秘密」とは、通常、知られておらず、容易に把握することもできない、商業的に価値のある情報と定義され、その秘密性を維持するための合理的な努力の対象とされる²⁰。一般に、多くの国では、「営業秘密」(Trade Secret)は、以下の3つの要件を満たす必要があるといわれている。即ち、①一般に知られていないこと、②情報が一般に知られていないために保有者に経済的利益をもたらすこと、③保有者が秘密を維持するために合理的な努力をしていることである²¹。

カンボジアでは、近年、「非公開情報及び営業秘密に関する法律」が、制定に向けて検討されているが、本稿執筆時点においては、まだ制定されていない。

しかし、さまざまな法律の中で、守秘義務や営業秘密漏洩に対する罰則を規定しているものがある。例えば、商業企業法(2005年)は、企業の財務諸表を無許可で公表することを禁じており、また、商務省の記録にあるほとんどの企業文書の機密を保持するよう求めている。銀行及び金融機関に関する法律(1999年)は、特定の人物が会計や行政文書に含まれるいかなる機密情報をも開示することを禁じており、5年以下の拘禁刑及び6万ドル以下の罰金という刑事罰を規定している。弁護士法(1995年)は、弁護士に顧客の秘密を守るよう求めている。刑法(2010年)によると、地位、職業、機能又は使命を理由として機密情報を保有している者が、その情報を漏らした場合、刑事訴追の対象となるものとし、また、郵便物の傍受、電話の盗聴、コンピュータネットワークのハッキングも犯罪としている。秘密保持契約は、例えば、従業員や請負業者と共有する必要がある情報の秘密保持のためによく利用されるが、このような契約は、民法²²に基づき法的効力が認められる。

²⁰ 本稿の「営業秘密」の部分の執筆に際しては、下記のウェブページに掲載された解説を参照した。

<https://www.hg.org/legal-articles/intellectual-property-in-cambodia-18263>

²¹ <https://lawhelpbd.com/intellectual-property/trade-secrets-economic-advantage/>

²² カンボジアでは、日本による法整備支援等の影響を受けて制定された「民法」が、2011年から適用開始されている(前掲「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第15回カンボジア」930～931頁)。

Ⅸ エンフォースメント

1 総説

カンボジアにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、行政的手段（予備的代替紛争解決）、税関での水際取締り、刑事的手段（刑事訴訟）、及び民事的手段（民事訴訟）がある。

2 行政的手段（予備的代替紛争解決）

予備的代替紛争解決（Preliminary Alternative Dispute Resolution, PADR）とは、行政当局の介入により仲裁・調停で知的財産権侵害紛争を解決するという手段である。この手段においては、侵害者の敷地や倉庫において摘発（捜索・証拠収集）が行われるほか、知的財産権者と侵害者との間の合意により、侵害行為の停止と補償が行われることが想定されるが、侵害者に対し刑罰を科すことはできない。予備的代替紛争解決の手続において収集した証拠をもって、他の手段の証拠として用いることも可能である。實際上、カンボジア模倣品対策委員会（Counter Counterfeits Committee of Cambodia, CCCC）²³に予備的代替紛争解決を申し立てることが、最も迅速かつ有効に紛争解決を図ることができるといわれている。その理由は、カンボジア模倣品対策委員会が、さまざまな行政機関の担当者によって構成されることにある²⁴。

3 税関での水際取締り

模倣品は、ベトナム、タイ、ラオス、中国等からカンボジアに流入することが多い。そこで、カンボジア税関による水際取締り（輸出入差止措置）の制度が重要となる²⁵。

知的財産権者がカンボジアで独占販売代理店を指定する場合、知的財産局に独占販売代理店を登録することができる。登録が受理されると、税関に転送され、税関は登録された独占販売業者によって輸入されていない輸入貨物を監視して停止する場合がある。この手段は、並行輸入に対する権利者の保護を提供するが、輸入時に税関によって出荷がより慎重に精査されるため、知財侵害物品の輸入差止にも貢献する可能性がある。

また、知的財産権者は、被疑侵害輸入貨物に対する水際措置について税関及び裁判所に申し立てることができる。申立書には、貨物が知的財産権侵害物品であることを示す一応の証

²³ <https://cccc.gov.kh/>

²⁴ 『カンボジアにおける知的財産の権利執行状況に関する調査』（日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部、2018年）29～30頁。

²⁵ 本稿の「税関での水際取締り」の部分の執筆に際しては、下記のウェブページに掲載された解説を参照した。

<https://www.worldtrademarkreview.com/global-guide/anti-counterfeiting-and-online-brand-enforcement/2019/article/procedures-and-strategies-anti-counterfeiting-cambodia>

扱、商品の説明、及び知的財産権登録の証拠を提供する必要がある。

カンボジアでは、法律上、職権により水際措置が認められているが、ほとんど実行されていない。水際措置は、現在の法制度の枠組みの下では、商標と著作権に関連してのみ利用可能である。許可された申立ては、60日間有効である。水際措置の申立てが許可され、貨物が特定された場合、税関は、申立人がさらなる措置を講じるまで通関手続を一時停止し、税関で貨物を保管する。申立人が一時停止を通知されてから10営業日以内（申立人の請求により延長可）に本件に関する訴訟手続を開始しない場合、一時停止された貨物は通関を許される。税関は、当該貨物が本物であると判断された場合に備え、申立人に、保証金の支払い又は輸入者等を保護するのに十分なその他の保証を提供するよう要求することができる。

カンボジア税関による水際取締りにかかわらず、カンボジアの周囲はベトナム、タイ、ラオスと陸続きになっており、外国との権利侵害品の流通を完全に防止することは困難である。

4 刑事的手段（刑事訴訟）

カンボジアの刑事司法制度は、旧宗主国フランスの法整備支援を受けたため、フランス法の影響を強く受けており、糾問主義・職権主義の傾向が強い²⁶。

カンボジアでは、フランスによる法整備支援等の影響を受けて制定された「刑事訴訟法」が、2007年から適用開始されている。捜査機関（司法警察員）が、刑事事件に係る被疑事実を認知した場合、自ら又は検察官の依頼により捜査を行うことができる。検察官は、自ら捜査し又は捜査を指揮し、起訴するか否か等の判断を行う。訴追の方式としては、①重罪事件及び軽罪事件の場合における予審判事に対する捜査送致決定、②軽罪事件及び違警罪事件の場合における被告人に対する直接起訴、③1年以上5年以下の拘禁刑の犯罪の現行犯の場合における即時出頭命令がある。上記①の場合、予審判事が自ら捜査し又は捜査を司法警察員等に委任し、捜査が終結すると、予審判事は、公判請求するか否かの決定書を発付する。上記②・③の場合、これらの訴追行為により公訴が提起され、公判手続が開始される。公判手続において事実認定及び量刑に関する審理が行われた後、判決が下される²⁷。

知的財産権侵害を行った者に対しては、刑事訴訟により刑事責任を追及し、拘禁、罰金、侵害品の没収等の刑罰を科すことができる。例えば、海賊版製品の輸出入は、200万リエルから1,000万リエル（約500ドルから2,500ドル）の罰金、6か月から12か月の懲役、またはその両方が科される可能性がある。

刑事的手段の場合、侵害者に対して刑罰という強い制裁による感銘力を与えることができること、警察・検察の資源を利用でき、知的財産権者が訴訟費用を負担する必要はない

²⁶ 石原香代・高井文香著「カンボジアの犯罪者処遇及び社会内処遇の導入・実施に向けた展望」（『UNAFEI 支援対象国の刑事司法及び犯罪者処遇制度』（国連アジア極東犯罪防止研修所、2021年）所収）8頁。

https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/UNAFEI_pub.2021_1.pdf

²⁷ 前掲「カンボジアの犯罪者処遇及び社会内処遇の導入・実施に向けた展望」9～10頁。

め、費用対効果に優れていることというメリットがある。

5 民事的手段（民事訴訟）

カンボジアでは、日本による法整備支援等の影響を受けて制定された「民事訴訟法」が、2011年から適用開始されている。全588条から構成されるカンボジア民事訴訟法の体系及び内容は、日本の民事訴訟法と類似している²⁸が、カンボジア民事訴訟法には、強制執行及び保全処分についての規定も含まれている。

カンボジアの司法裁判所における通常民事訴訟については、三審制が採用されている。カンボジアの知的財産権侵害訴訟に関係する裁判所としては、最高裁判所、控訴裁判所及び第一審裁判所という3つの審級の裁判所があるが、知的財産専門裁判所は存しない。

カンボジアの裁判所における審理等の手続はクメール語で行われ、カンボジアの裁判所に提出する書面はクメール語への翻訳を要する。

カンボジアでは、陪審制は採られておらず、職業裁判官による審理が行われるが、現在のところ、裁判官の質の問題及び汚職のおそれが懸念される場所である。

カンボジアの知的財産権侵害紛争において、民事訴訟の手段が選択されることは非常に少ない。その理由としては、①カンボジアでは、知的財産権に関する理解が依然として一般的ではないこと、②大多数の権利者が、裁判手続よりも侵害者との調停手続を選ぶこと、③カンボジアの刑事訴訟手続においては、刑事事件の審理だけでなく、被害者への損害賠償請求事件の審理をも共に扱うことができるため、大多数の権利者が権利侵害問題を解決するために刑事訴訟を選ぶこと、④カンボジアでは依然として商事裁判所や知的財産専門裁判所はないこと等が挙げられる²⁹。

X おわりに

カンボジアの知的財産法制度は、まだ歴史が浅く、実務運用を試しながらあるべき知的財産法制度を整備していこうとしている段階にあることから、日本企業や日本の実務家にとって理解が困難となっている面がある。

しかしながら、カンボジアは、急速な発展を続けるインドシナ半島に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。そして、日本企業のカンボジア進出やカンボジア企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がカンボジアにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、カンボジアの知的

²⁸ 本稿におけるカンボジア民事訴訟法の日本語訳は、国際協力機構の日本語訳を主に参照した（ウェブページのURLは、以下のとおり）。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/cambodia/index.html>

²⁹ 「カンボジアにおける商標、商号及び不正競争行為紛争の法的側面及びその解決」（プノンペン都第一審裁判所、2022年）10頁。

<https://www.moj.go.jp/content/001385388.pdf>

財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。今後も、カンボジアの知的財産法の動向について注目していく必要性は高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15831』（経済産業調査会、2023年、原題は「世界の知的財産法 第49回 カンボジア」）

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。